

2009 ENDURANCE CARNIVAL
MOTEGI MASTERS 7 hours ENDURANCE RACE

2009 エンデュランス・カーニバル
もてぎマスターズ7時間耐久ロードレース

“もて耐”

SUPPLEMENTARY REGULATIONS

特別規則書



2009
エンデュランス・カーニバル
もてぎマスターズ7時間耐久ロードレース
特別規則書

目 次

第1章 総 則

第1条	競技会の名称・格式	53
第2条	主催者	53
第3条	大会会長	53
第4条	大会組織委員会	53
第5条	大会審査委員会	53
第6条	大会競技執行役員	53
第7条	開催日程	53
第8条	開催場所	54
第9条	競技種目	54
第10条	参加申し込み	54
第11条	ライダーの資格	54
第12条	ツインリンクもてぎ スーパーライセンス	55
第13条	希望ゼッケン	55
第14条	参加定員	56
第15条	参加料とMFJスポーツ傷害基金	56
第16条	MS共済会	56
第17条	参加受理と参加拒否	56
第18条	ライダーの指名登録	57
第19条	ピットクルー	57

第2章 車両装備

第20条	出場車両	58
第21条	車両基本仕様	59
第22条	買取規定	70
第23条	自動計測装置（トランスポンダー）	71
第24条	燃料規定	71
第25条	ライダーの装備	72

第3章 ピットクルー・車両の変更

第26条	ピットクルーの変更	73
第27条	車両の変更	73

第4章 参加者の遵守事項

第28条	クレデンシャルと駐車証	74
第29条	ピットの使用	74
第30条	参加者の遵守事項	75

第5章 選手受付・公式車両検査・スタート前チェック

第31条	選手受付	76
第32条	参加確認(決勝レース)	76
第33条	公式車検	77

第6章 公式予選

第34条	決勝出場台数	78
第35条	公式予選	78
第36条	決勝選抜方法	78
第37条	スターティンググリッド	79

第7章 決勝レース

第38条	決勝レース時間	79
第39条	スタート前チェック	79
第40条	スタート前の遵守事項	79
第41条	スタート方法	80

第8章 ピット作業と車両修理

第42条	レース中のピット作業	80
第43条	レース中の車両修理	80
第44条	ピットサイン	81
第45条	決勝時のライダー交替	82

第9章 燃料補給

第46条	レース中における燃料補給	82
------	--------------	----

第10章 レースの一時停止

第47条	フルコースコーション(競技の一時中立化)	83
第48条	競技の中断	83

第11章 レース終了と順位の設定

第49条	レース終了	86
第50条	順位および完走の認定	86
第51条	レース終了後のパドックインと暫定表彰	86
第52条	入賞車両の車両保管および再車検	87

第12章 走行中の遵守事項

第53条	走行中の遵守事項	87
第54条	妨害行為	88
第55条	ピットストップ	88
第56条	ピットインおよびピットアウト	88
第57条	停止	90
第58条	救済措置	90
第59条	リタイヤ	90

第60条	抗議	90
------	----	----

第13章 レース延期および中止

第61条	レースの延期および中止	91
------	-------------	----

第14章 賞典

第62条	賞典	92
------	----	----

第63条	特別賞	93
------	-----	----

第15章 主催者の権限

第64条	主催者の権限	93
------	--------	----

第16章 損害の補償・大会役員の実任

第65条	損害の補償	93
------	-------	----

第66条	大会役員の実任	94
------	---------	----

第17章 本特別規則の適用と補足

第67条	本特別規則の解釈	94
------	----------	----

第68条	公式通知の発行	94
------	---------	----

第69条	大会事務局の連絡先	94
------	-----------	----

第70条	本特別規則の施行	94
------	----------	----

第 1 章 総 則

第 1 条 競技会の名称・格式

エンデュランス・カーニバル
2009 もてぎマスターズ7時間耐久ロードレース
“もて耐マスターズ”
国内格式（特別競技会）

第 2 条 主催者

- 株式会社モビリティランド
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0200 FAX. 0285-64-0209
- エム・オー・スポーツクラブ (M.O.S.C.)
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL. 0285-64-0202 FAX. 0285-64-0209

第 3 条 大会会長

大会会長 土橋 哲

第 4 条 大会組織委員会

組織委員長 井戸川 靖
組織委員 笹井 秀則
// 土屋 一正
// 岡野 勝仁

第 5 条 大会審査委員会

審査委員については、大会公式プログラムにて発表する。

第 6 条 大会競技執行役員

競技役員については、大会公式プログラムにて発表する。

第 7 条 開催日程

2009年 7月18日 (土) 参加受付・公式車検
7月 19日 (日) 公式予選
8月21日 (金) 公式車検・参加確認(マスターズ)
8月22日 (土) マスターズ決勝レース

<走行会>

5月7日(木)

<公開練習>

第1回 6月20日(土)

第2回 7月6日(月)

<参加者合同テスト>

7月29日 (水)

その他の詳細なスケジュールについては、公式通知に示す。

第8条 開催場所

- 8-1 開催場所 : ツインリンクもてぎ
栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
- 8-2 コース : ツインリンクもてぎロードコース
(1周 4.8013km)

第9条 競技種目

モーターサイクルによる耐久レース

第10条 参加申し込み

10-1 参加申込受付期間・受付時間

2009年5月11日(月)～6月14日(日)〈必着〉
各日共10時30分～16時00分(持ち込みの場合)

10-2 参加申し込み先

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209
ツインリンクもてぎモータースポーツ部運営課内
“もて耐” レース事務局

10-3 (1) 参加申込書は指定のものを使用すること。

(2) 参加申し込みは、参加申込書に必要事項を完全に記載し、
参加料とMFJスポーツ傷害基金を添えて申し込み締切日
必着で提出しなければならない。

10-4 参加申し込みを郵送にて行う場合は、現金書留にて大会事務局へ送付すること。

第11条 ライダーの資格

11-1 2009年度に有効なMFJ国際または国内ライセンスを保持していること。(国内フレッシュマンライセンス、エンジョイライセンスは不可)

11-2 参加ライダーは全員、主催者の発行する「ツインリンクもてぎスーパーライセンス」を所持していなければならない。 ※「ツインリンクもてぎスーパーライセンス」の詳細については、12条を参照。

11-3 参加受付(7月18日)時点で45歳以上のライダーは、国際ライセンス区分であっても、ライダー登録制限を受けない(国内ライセンス扱いとする)。また、国内ライセンスライダーであっても2006年～2009年に特別降格申請を行ない、国際ライセンスから国内ライセンスに降格したライダーは、国際ライダーとして扱う。

11-4 国内ライセンスを本年度初めて取得したライダーは、主催者の開催する初心者講習会を必ず受講しなければならない。受講するまでは、もて耐参加者向け公開練習会・特別スポーツ走行等への参加も認められない。(走行会は除く) ※初心者講習会は、公開練習日に併催されます。

第12条 ツインリンクもてぎ スーパーライセンス

12-1 〈取得資格〉

「2009もて耐マスターズ」に参加予定で、以下の条件を満たしているライダー。

- ①： ツインリンクもてぎロードコースフルコースを以下のラップタイムで走行した経験がある。
- ・550cc以上の車両を使用した場合：2分20秒00
 - ・550cc未満の車両を使用した場合：2分30秒00
- ②： ツインリンクもてぎの主催する以下の2輪ロードレースに参加し、決勝レースを完走した経験がある。
- ※ 全日本ロードレース選手権・東日本チャレンジカップ選手権・もてぎロードレース選手権・もて耐

上記の2点を満たしているライダーのみ、ライセンスを申請することができる。

※上記の証明には、参加したレースのリザルト(コピー)を申請時に提出すること。

ライセンスを申請したライダーの内、以下の条件を満たしたライダーのみライセンスが発給される。

- ： ツインリンクもてぎにおいて開催されるライセンス講習会に参加し、講習を受講した上、下記テストの双方に合格したライダー。

	テスト項目	テスト内容
①	ツインリンクもてぎが実施する体力テスト	立位体前屈を行い、手の平が床につくこと。 ※テスト前に講師によるストレッチトレーニングを行います。2008年度の不合格者はありませんでした。
②	ツインリンクもてぎが実施するもて耐レギュレーションテスト	もて耐大会特別規則・MFJ国内競技規則に関する筆記試験 ※規則書を見ながら設問に解答していただきます。

【講習会開催予定】

3月20日・4月4日・5月7日・6月20日

※ただし、変更の可能性がありますので、詳しくはツインリンクもてぎホームページにてご確認ください。

12-2 〈申請方法〉

所定の用紙に必要事項を記入し、受講しようとする講習会の3日前までに事務局へFAXで申請すること。

※2008年もて耐マスターズに出場したライダーには、講習会への参加を免除し、無条件でライセンスが発行されます。

第13条 希望ゼッケン

- 13-1 ゼッケンナンバーを希望する場合は参加申込書の所定欄に必要事項を記入し申込をすること。なお、同ゼッケンを複数持

ームが希望した場合は競売となり、最高額を入札したチームに割り当てられる。その際の収益金は、主催者から社会福祉事業に全額寄付される。

希望ゼッケンの最低落札価格は1,000円とし、希望したゼッケンが付与された全チームは、参加受付時にその代金を支払わなければならない。

- 13-2 希望ゼッケンの発表は参加受理書に同封されるエントリーリストにて発表となる。

第14条 参加定員

参加台数の制限はしない。

第15条 参加料とMFJスポーツ傷害基金

1車両（税込み）

	ライダー数	参加料	MFJスポーツ 傷害基金	合計
マスターズ	3名	57,000円	10,500円	67,500円
	4名	76,000円	14,000円	90,000円

第16条 MS共済会

- 16-1 ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。

- 16-2 MS共済会は年間加入または暫定加入とする。

(1) 年間加入はTRMC-S会員またはSMSC会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。

(2) 暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とし、特別スポーツ走行時から申し込みできる。
<ライダー7,000円/人・ピットクルー500円/人>

第17条 参加受理と参加拒否

- 17-1 参加申込者に対しては、参加申込締切（6月14日）後、レース事務局から参加受理または参加拒否が通知される。

- 17-2 参加申し込み後、参加を取り消す申し込み者には参加料、共済会掛金とも返却されない。

- 17-3 大会組織委員会は、理由を明らかにすることなく、参加申し込みを拒否する権限を有する。エントリーの拒否に関しては締め切り後に連絡する。

- 17-4 参加を拒否された申込者には、参加料および共済会掛金が返却手数料2,000円を差し引いて返還される。

- 17-5 エントラントミーティング

チーム監督は、2009年7月6日までに、主催者が開催する「エントラントミーティング」に必ず一度以上は参加しなければならない。止むを得ない事情でチーム監督が参加できない場合は、委任状より委任された代理の者が参加することができる。

※エントラントミーティングは、原則として公開練習日にツインリンクもてぎ内にて開催される。(日程：5月7日(木)、6月20日(土)、7月6日(月))

※委任状の書式は指定しないが、代表者の署名および捺印をすること。

第18条 ライダーの指名登録

- 18-1 ライダーの指名登録とは、参加申込用紙に参加するライダーの氏名を記入し、大会事務局へ登録することをさす(TBN等は不可)。
- 18-2 参加申し込み時に参加車両1台につき、3名～4名のライダーを指名登録しなければならない。
- 18-3 ライダーを登録するには、参加申し込み締め切り時(6月14日)までに登録しなければならない。参加申し込み締め切り日(6月14日)以降の追加登録は受けられない。ライダー変更については6月30日までとする。
- 18-4 第1ライダー、第2ライダーは国内ライセンスライダーとし、第3ライダー、第4ライダーは国内または国際ライセンスライダーとしなければならない。

		国内ライセンスライダー	国際ライセンスライダー
マ ス タ ー ズ	第1ライダー	○	×
	第2ライダー	○	×
	第3ライダー	○	○
	第4ライダー	○	○

- 18-5 全てのライダーは、他チームのライダーとして重複登録はできない。(※ピットクルーとしての登録は可)
- 18-6 ライダー指名登録にて、偽りの申請をした場合はエントリーの取り消しもしくは、失格となる。
- 18-7 参加受理書発行後、止むを得ない事情によりライダーの登録順序を変更しようとする場合は、1件につき10,000円を添え、ライダー変更届に必要な事項を記入し、当該走行開始1時間前までに、事務局に申請し許可を得なければならない。

第19条 ピットクルー

・ピットクルーとは

2009MFJ国内競技規則第2章11の規定に則る。

・ヘルパーとは

上記ピットクルーに限定し認められている作業は行うことができない者。

- 19-1 1チームに対してピットクルーは、参加受付時に指名登録された1名～11名が認められる。ただし、このピットクルーは、同じチームのライダーとして登録されてはならない。ピットクルーの構成は以下の通りとする。

● 監督(チームの総責任者) 1名

(ピットクルー・ライダーとの兼任可)

- ピットクルー(マシン整備) 6名以内
 - ヘルパー(ライダー・ピットクルーのサポート)・4名以内
- 19-2 監督およびピットクルーは、2009MFJピットクルーライセンスを所持していること。
- 19-3 チームの構成は、最低限ライダー3名とピットクルー1名以上とすること。
- 19-4 ピットクルーの登録は、参加申込後に主催者より送付されるピットクルー登録申請書に必要事項を記入の上捺印し、参加受付時(7月18日)に提出すること。

第 2 章 車両装備規定

第20条 出場車両

- 20-1 排気量245cc以上でホイールリムサイズが16インチ以上の車両とし、第21条に合致していなければならない。ただし、ターボチャージャーなどの過給装置の取り付けは許可されるが、参加申込前に事務局に確認をしなければならない。
- 20-2 20-1の規定を満たした上で、車両の性能に基づき下記表の通りクラス分けを行う。
- ※SSクラスについては、SSクラスとして指定された車両のフレーム若しくはエンジン、または、その双方をベースに使用した車両を指す。

気筒数	3気筒以上		2気筒		単気筒	
	4st	2st	4st	2st	4st	2st
1000cc以上	A1	C	A2	C	C	
550cc以上	B1		B2			
245cc以上	C		C			
下記表に該当する車両				SS		

SSクラス			
備エに両右 したクフの 車シユ内 両ョー、記 ンエ工載 装ル場さ 置イン出 をン荷る 装ジ時車	メーカー	車名	
	KAWASAKI	ZX10R	ZX-9R
	SUZUKI	GSX-R1000	GSX-R750
	HONDA	CBR1000RR	CBR900RR
	YAMAHA	YZF-R1	YZF-R1S
			YZF-R1SP
DUCATI	1198R	DesmosediciRR	

※2009年より一般的に600ccクラスと呼ばれる車両は、B1クラスにクラス変更を行いました。

- 20-3 参加者がオリジナルのフレームを製作し使用する場合は、必ずエントリー前に、事務局に申請すること。事務局の判断にて出場を認めない場合もある。
- 20-4 上記(20-3)申請がなされた場合、事務局は、その車両の属

するクラスを決定したり、ハンディキャップを決定することができる。決定されたクラスおよびハンディキャップは遅くとも参加受理書発送までに当該エントラントに通知され、参加受理書と共に公式通知にて公示される。また、公式予選の正式結果発表後、事務局が必要と認めた場合、決定されたクラスおよびハンディキャップを変更する場合がある。その場合、決勝グリッド表発表以前に当該エントラントに通知され、決勝レース参加確認書送付時に公式通知にて公示される。

20-5 オリジナルフレームとは、参加者自身が製作したフレームもしくは、少量市販車および市販車のフレームの重要部分（メインフレーム・エンジンマウント・ピボット位置等）を加工したものを指す。

オリジナルフレームの最終的な判断は、事務局が行う。

第21条 車両基本仕様

21-1 材質

- ① フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアーム、スピンドル、およびホイール・スピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。

21-2 フレームの定義

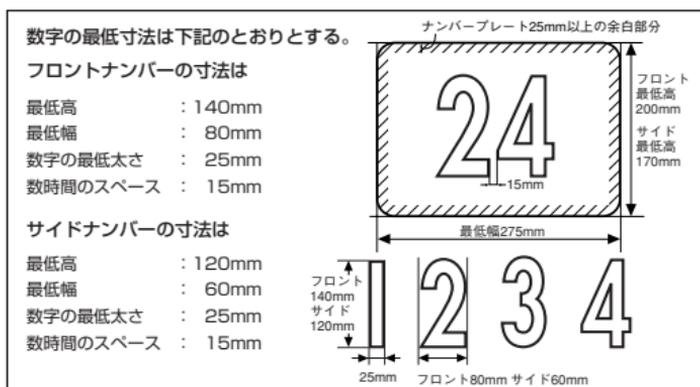
- ① フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部分を含む構造全体をいう。
- ② シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。

21-3 ナンバープレート

- ① ナンバープレートは長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法は275mm×200mmとする。
- ② プレートは平面から50mm以上カーブ（突出）してはならない。また、カバーされたり曲げたりされてはならない。
- ③ 1枚のプレートがフロントに、垂直面から後方に向かって30°以内の角度で傾斜して固定されなければならない。他の2枚はモーターサイクルの両側に、外に向かって垂直に固定されなくてはならない。
- ④ ナンバープレートははっきりと見えるように装着され、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなくてはならない。
- ⑤ ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかし、どのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
- ⑥ 別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディー

またはストリームライニングに同寸法のスペースをつや
消し色でペイントするか、あるいは固定してもよい。

- ⑦ 数字ははっきり読めるように、また、太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しで書かれなければならない。
- ⑧ 数字の最低寸法は次のとおりとする。



数字の書体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。
また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0123456789

- ⑨ 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。
- ⑩ すべてのナンバープレートの周囲には最低25mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。この規則に適合していないナンバー・プレートを装着しているモーターサイクルは、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。
- ⑪ ゼッケンの色は、黄色の地色に黒文字とする。
- ⑫ ナンバープレートの地色および数字の蛍光色は禁止とする。

21-4 レースのために取り外さなければならない部品

- ① ヘッドライト／テールライト／ウインカー／リフレクター
- ② ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- ③ セーフティーバー／センタースタンド／サイドスタンド
- ④ 同乗者用フットレスト／クラブレール
- ⑤ ホーン
- ⑥ その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

21-5 ボディーワーク

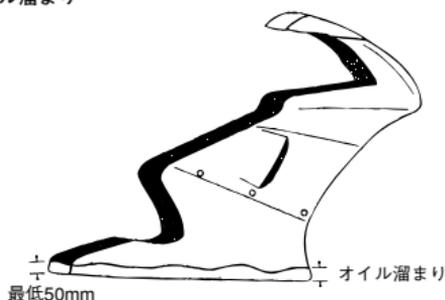
- ① ロードレースにおけるモーターサイクルは、荷重がかからない状態において、タイヤ以外のいかなる部分も地面に触れることなく、垂直線から50°の角度に傾斜することができなくてはならない。

- ② フロントホイールは（タイヤを除く）、フロントフェンダーに隠れる部分を除き、サイドからはっきりと見えなくてはならない。
- ③ カウルのいかなる部分もフロントホイールアクスルから前方100mmを通る垂直線より前にあってはならない。フロントフェンダーはカウルとはみなされない。ただし、メーカー出荷時の状態で基準に合致していない場合は、メーカー出荷時の形状を維持していることを条件に認められる。
- ④ 車両のいかなる部分もリヤタイヤの最後端を通る垂直線の後部にあってはならない。ただし、メーカー出荷時の状態で基準に合致していない場合は、メーカー出荷時の形状を維持していることを条件に認められる。
- ⑤ エアfoil、またはスポイラーは、それがフェアリングまたはシートと一体構造になっている場合に限り取り付けることができる。これは、フェアリングの幅を越えてはならないうえ、ハンドルバーの高さを越えてはならない。
- ⑥ 尖っているエッジは、少なくとも半径8mmの丸みを持たせなくてはならない。
- ⑦ ウィンドスクリーンの先端と、全てのフェアリングの露出部分の先端は丸められていなくてはならない。
- ⑧ 通常のライディング・ポジションにおいてライダーは後方の両側および上から全体（腕の前部を除く）が視認されなくてはならない。ライダーの顔またはヘルメットとフェアリング（ウィンドスクリーン含む）との間の最低スペースは100mmとする。この規則の適用を免れるために透明な材質を使用することは禁止される。
- ⑨ いかなる場合においてもフェアリングの最大幅は600mmを超えてはならない。
- ⑩ ライダーシートの後部の高さは最高150mmとする。この高さは、シートの固いベースの最下部から、ライダー後方のフェアリングの最上部までを測った場合のものである。
- ⑪ ハンドルバーの位置がどこにあっても、フェアリングとハンドルバー先端あるいはステアリング・ステム、およびそれに装着されている装備類との間隔は最低20mmなくてはならない。
- ⑫ ナンバープレートが固定されている前部の傾斜角度は垂直面から後部へ30°以上あってはならない。
- ⑬ シートまたはその後方にあるいかなる部分（排気系を除く）の幅も450mm以上あってはならない。
- ⑭ 燃料タンクのキャップは、燃料タンクの外観形状からはみ出さないように、また転倒の際に外れることがないように取り付けられなくてはならない。2000年以降に生

産された車両のみ適用。

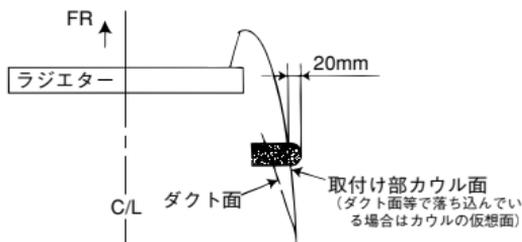
- ⑮ エンジンおよびその他すべての電気部品を停止することのできる効果的なイグニッションキルスイッチがハンドルバーのグリップを握った状態で手の届く範囲に取り付けなければならない。
- ⑯ 全ての4ストローク車両については、エンジンの破損または故障時に、エンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクーラント総量の最低半分（最低5リットル）をアンダーカウルで保持できる構造でなければならない。端部の折り返しの高さは最低50mmとする。内部には吸収材および耐火素材が装着されていることが望ましい。

オイル溜まり



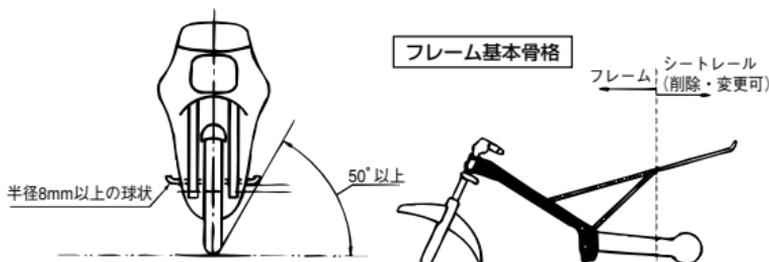
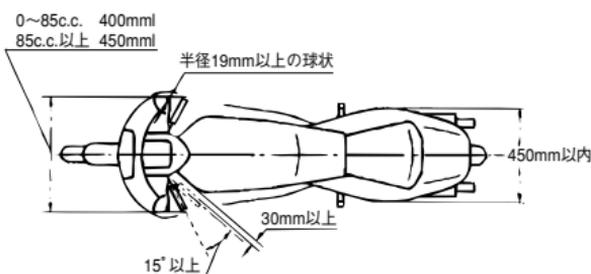
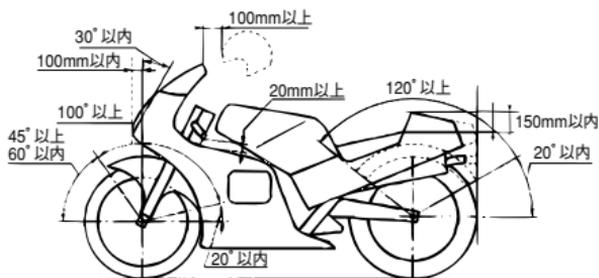
- ⑰ アンダーカウルには直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最少1個は設けなくてはならない（孔は2個までとする）。この孔は、ドライコンディションの時は閉じられていなければならない、競技監督がウエットレースの宣言を行なった時のみ開けることができる。
- ⑱ チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤ・スプロケットガードを取り付けなくてはならない。そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方法は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。スイングアームの補強とリヤ・スプロケットガードを兼ねることは認められない。リヤ・スプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。
- ⑲ 車両にはフロント・スプロケットガードが装着していなければならない。逆シフトにする際に、フロント・スプロケットガードが干渉する場合、最小限のカットが認められる。ただし、本来の機能が果たせなくなるようなカットは認められない。
- ⑳ 転倒時の車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブコーンの取り付けを認める。プロテク

ティブコーンはフェアリング表面より突き出し量を20mmまでとし、先端は半径半径10mm以上の曲面で面取りされていなくてはならない。また、プロテクティブコーンにエンジン保護以外の機能を持たせることは禁じられる。



21-6 フロントフェンダー、リヤフェンダー

- ① フェアリングがある場合、フェンダーは必要とされない。フェアリングが無い場合にはフェンダーが必要とされる。
- ② フェンダーはタイヤの両側方に張り出していなくてはならない。
- ③ フロントフェンダーは、ホイールの周囲を最低100°に渡ってカバーしていなくてはならない。また、下図記載の角度の範囲内であればならず、その部分はホイール自体がカバーされてもよい。



※シートサポートはボルトオンの場合はフレームとみなさない。

- ④ フロントフェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、

ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は45°と60°の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイール中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は20°を越えてはならない。

- ⑤ リヤフェンダーは、ホイールの周囲を最低120°に渡ってカバーしていなくてはならない。
- ⑥ リヤフェンダー後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の作り出す角度は20°を越えてはならない。
- ⑦ シートのフェアリングがリヤ・タイヤの後側の垂直接線にまで達している場合には（許容誤差-50mm）、リヤフェンダーを装着する必要は無い。

21-7 エキゾーストパイプ

- ① エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件を全すべて満たさなくてはならない。
- ② エキゾーストパイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない。（許容誤差±10°）
- ③ 排気ガスは後方に排出しなければならないが、ほこりを立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- ④ エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの垂直線より後ろにあってはならない。

21-8 ハンドルバー

- ① ハンドルバーの最低幅は450mmとする。
- ② ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。
- ③ ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていなければならない。
- ④ ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各15°以上なくてはならない。
- ⑤ フェアリングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがフェアリングに接触してはならない。
- ⑥ ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱい切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間で最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。
- ⑦ ハンドルバー・クランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- ⑧ 軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。

21-9 コントロールレバー

- ① すべてのハンドルバー・レバー類（クラッチ、ブレーキ

等)は、原則として端部がボール状(このボールの直径は最低19mm)でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸くなってはならない(この平たくした部分の厚みは最低14mmとする)。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されていなくてはならない。

- ②コントロール・レバー(フット・レバーおよびハンド・レバー)は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- ③ブレーキ・レバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

21-10 スロットルグリップ

スロットルグリップは、手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

21-11 フューエルポンプ

- ①電動式フューエルポンプは転倒の際に自動的に作動する回路遮断システムを備えていなければならない。
- ②車検の時にテストできるように回路遮断のテスト機能が設けられなければならない。

21-12 フットレスト

- ①フットレストは改造・変更されてもよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。
- ②ブラケットの改造、変更によりフットレスト/フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取り付け位置に固定しなければならない。
- ③フットレストの先端は、最低半径8mmの中空でない一体構造の球状になっていなければならない。
- ④折りたたみ式の場合は自動的に戻るようになっていなければならない。
- ⑤スチール製フットレストで折りたたみ式でない場合、その先端にはプラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端(プラグ)が固定されていなくてはならない。(最低半径8mm)

21-13 ブレーキ

- ①すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ(各ホイールに1つ)がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- ②車両公認時においてフロントブレーキキャリア用ラインの分岐点がロワーフォークブリッジより下にある場合であっても、ロワーフォークブリッジより上に変更しなければならない。

- ③ 交換されるブレーキディスクの材質は、鉄素材でなければならない。

21-14 ホイール、リム、タイヤ

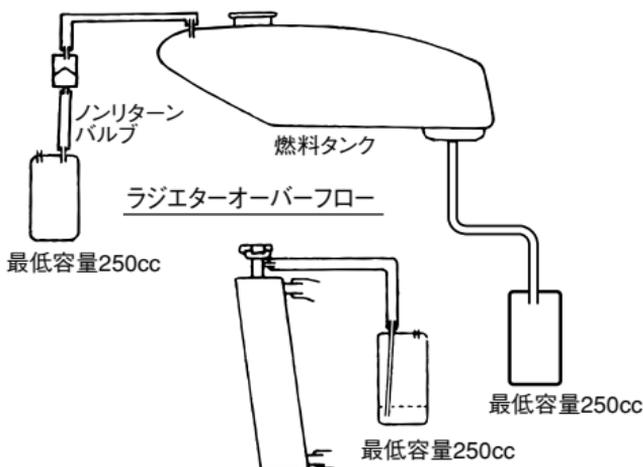
- ① メーカーが出荷した一体構造ホイール(キャスト、モールド、リベット)または従来の脱着式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用される、テンションスクリューは例外とする。
- ② タイヤは交通法規に適合する一般市販タイヤでEマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークの表示がなければならない。タイヤトレッド主溝の深さは、最低でも2.5mmでなければならない。
- ③ レースまたはプラクティスが「ウエット」宣言された場合、レインタイヤの使用が許可される。このタイヤには、EマークまたはDOTマークまたはJISの認定マークが表示されていなくてもよいが、「NOT FOR HIGHWAY USE」と表示されていなくてはならない。
- ④ タイヤへの追加工(ハンドカット等)は禁止される。
- ⑤ 決勝レースで使用できるタイヤの本数は、3セット以下とする。(ウエット宣言時のレインタイヤ除く)
- ⑥ 決勝レース出場チームは、公式通知に示される時間内に車検場にて決勝レースに使用するタイヤにマーキングを受けなければならない。(レインタイヤは除く)
- ⑦ スタート時：競技監督が「ウエット」宣言をした場合のみレインタイヤ(未登録)の使用が認められる。
交換時：競技監督が「ドライ」宣言をしている間は、マーキングされた(登録済み)3セット以下のタイヤ変更のみ許される。「ウエット」宣言がなされている間に交換するタイヤは、自由とする。
- 表示方法：メインフラッグ台にてボード表示。シグナルアーチに必要に応じて「DRY」、「WET」を表示し場内アナウンスを行う。
- ⑧ 決勝レースとは、スタート前チェック終了時点からのことを言う。
- ⑨ 一度マーキングを受けたタイヤの変更は、認められない。
- ⑩ タイヤウォーマーの使用および、故意にタイヤの加熱を行う行為はレース期間を通じて禁止され、タイヤウォーマーをピットへの持込みも禁止とする。

21-15 フューエルタンク、オイルタンク、リザーバータンク

- ① 燃料タンクの給油口は改造することは認められるが位置は変えてはならず、最大直径62.5mmとし2ヶ所取り付けが許可される。
- ② 燃料タンクの容量は、最大24リットル以下とする。ただし、SS、B1、B2クラスは、最大18リットル以下とする。

- ③ 燃料は、マシンにしっかりと固定された1つのタンク内に入れるものとする。
- ④ シートタンクおよび補助タンクは禁止される。給油のために容易に脱着できる取り替えタンクを使用することは厳禁される。
- ⑤ 燃料タンクの材質は、金属製のものとする。カーボンファイバー、アラミド・ファイバー、またはファイバーグラスの材質の使用は許可されない。ただし、車両公認時もしくは工場出荷時に装着されている金属以外のタンクについては使用が認められる。
- ⑥ 加工されたタンクには、防爆材を完全に充填すること。
- ⑦ 燃料タンク・ブリーザー・パイプには、ノン・リターン・バルブを取り付けなくてはならない。これは、適切な耐油性のある材質でできた、最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていなくてはならない。

燃料タンクブリーザー



- ⑧ 燃料タンク・フィルター・キャップおよびオイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。
- ⑨ 全てのドレーンプラグはワイヤーロックしなければならない。外部オイルフィルタースクリューおよびオイルフィルターボルトでオイルパンに進入するもの、オイルクーラー、フロントフォークドレンボルト等のオイル供給パイプについても全て安全にワイヤーロックされていなければならない。
- ⑩ 全ての4サイクル車両にはブリーザーシステムが採用されなければならない。オイルブリーザーラインはエアボックスに連結され、これに排出されなければならない。
- ⑪ ブリーザーパイプ、またはオーバーフローパイプが装着される場合、排出はそのパイプの排気口からなされな

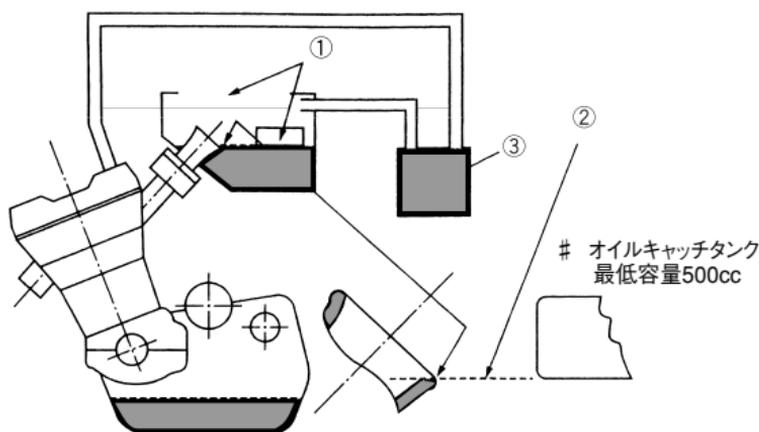
ればならない。

- ⑫ オイルブリーザーパイプが装着されている場合、排出は簡単に手の届く位置に設けられたキャッチタンクに排出されなければならない。

キャッチタンクの容量はオイルキャッチタンクが最低500cc、オイルキャッチタンクとエアクリーナーボックスの合計で1000ccとする。

- ⑬ ブリーザーシステムのパイプ類の締め付けは、金属製バンドを使用すること。
- ⑭ ブリーザーシステムのパイプ類は、耐油性のある素材であること。

4ストロークエンジンのブリーザーシステム



①+②

エア吸入口は、エアファンネルの一番低い箇所の水平線よりも上に位置すること。吸入口がこれよりも下にある場合は吸入口に至る吸入通路の底部の少なくとも一部分が、水平線の上に位置すること。

①+③

ブリーザーシステム（エアクリーナーボックスおよびキャッチタンク）は、ドレインパイプが詰まった場合に、合計で最低1,000ccの排出液を確保できる容量を持つこと。

21-16 冷却水

水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物に限られる。

21-17 音量規制

- ① 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。ただし、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- ② ノイズ・テストの際、ギヤ・ボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- ③ 規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスアア・サイレンサーに関しては例外とする。

- ④ ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかなくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- ⑤ 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。エンジン型式および排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、測定は下記固定回転数にて実施する。(簡易的測定方法)

	1気筒	2気筒	3気筒	4気筒
245~400cc (4stroke)	5,000RPM	6,500RPM	7,000RPM	8,000RPM
401~600cc (4stroke)	5,000RPM	5,500RPM	6,500RPM	7,000RPM
601~750cc (4stroke)	5,000RPM	5,500RPM	6,000RPM	7,000RPM
over750cc以上 (4stroke)	4,500RPM	5,000RPM	5,000RPM	5,500RPM

	1気筒	2気筒	3気筒	4気筒
250cc以下 (2stroke)	5,500RPM	7,000RPM		
500cc以下 (2stroke)	5,000RPM	5,500RPM	7,000RPM	7,000RPM

- ⑥ 2気筒を越えるエンジンの音量計測は、各エキゾースト・パイプの先端で測定される。
- ⑦ 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- ⑧ バンケルエンジンの場合の測定回転数は、6,000rpmとする。
- ⑨ rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。

$$\text{⑩ 所定のエンジン回転数 (rpm)} = \frac{30,000 \times \text{ピストンスピード (m/s)}}{\text{ピストンストローク (mm)}}$$

⑪ 音量規制値

2ストローク・エンジンについてはピストンスピード13m/secで測って105dB/Aまで。4ストローク・エンジンについては11m/secで測って105dB/Aまでとする。

レース終了後は3dB/Aの許容誤差が認められる。

- ⑫ 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。

- ⑬ 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

21-18 テレメトリー

- ① 動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。
- ② マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。
- ③ 自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

第22条 買取規定

- 22-1 決勝レースで優勝した車両は、45-2に定められた金額で、主催者が買い取る場合がある。
- 22-2 決勝レースで、完走車両は、購入希望者がいた場合、国内メーカー車両は250万円、海外メーカー車両は850万円で販売しなければならない。ただし、売買によって発生する税金はこの金額に含まれない。
- 22-3 購入の権利の優先順位は主催者、もて耐エントラント、観戦のお客様の順とする。
- 22-4 購入希望者は、決勝レース終了後20分以内に限り購入申請をすることができる。
- 22-5 購入申請は、主催者指定の用紙に必要事項を記入し、大会事務局へ提出する。
- 22-6 購入希望者が複数の場合、主催者により公開抽選が行われ、購入者を決定する。
- 22-7 購入者が決定した時点で、購入者は以下のものをそろえ主催者へ提出しなければならない。
- (1) 購入申請用紙
 - (2) 購入者の運転免許証のコピー
 - (3) 購入申請保証金50,000円（購入申請保証金50,000円は、購入代金の一部とされる）
- 22-8 購入者が決定した時点より、主催者は車両を売買契約日まで保管する。
- 22-9 売買契約日は、購入申請日から起算して10日以内の間に設定されなければならない。売主・購入者、そして主催者3者合意のもと、売買契約日を決定する。
- 22-10 上記22-9にて決定された売買契約日に購入代金（現金）と、車両の受渡しが行われる。
- 22-11 売買契約日に売主・購入者双方とも住民票を主催者へ提出しなければならない。
- 22-12 売買契約は売主・購入者双方と主催者立会いのもと行われる。上記22-9にて決定された売買契約日に購入者が、購入代金を支払うことができない場合は、この売買契約は無効となり購入申請保証金50,000円は返却されない。また、この場合に発生する経費（運搬費等）は購入希望者が負担する

ものとする。

22-13 主催者が購入申請を行うこともできる。

第23条 自動計測装置(トランスポンダー)

23-1 参加者は車検時までには車両に主催者が用意する自動計測装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは、出走を認められない。

23-2 参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する「AMB社製TranX260・TranXPRO」(通称：マイボンダー)を使用することができる。ただし、使用する際は以下の項目を遵守すること。

- ① 「マイボンダー使用申請書」を主催者に提出すること。
- ② 取り付け方法・箇所については、本規則第24条—5に従うこと。
- ③ 予め指定された日に、マイボンダー本体を事務局に持参すること。
- ④ 計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
- ⑤ マイボンダーを使用する者は、必ず一度は公開練習に参加し、マイボンダーのテストを受けること。

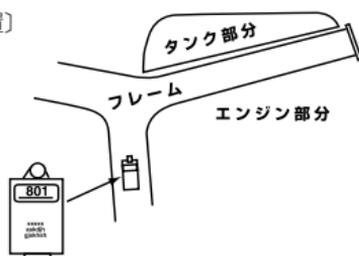
23-3 予選と決勝で自動計測装置を交換する場合がある。

23-4 自動計測装置の配付は、選手受付時に行い、返却については各セッション終了後2時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1個につき60,000円が主催者より請求される。

23-5 取り付け方法および箇所について

- ① 自動計測装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
- ② 地面から60cm以内で、熱や振動② 地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。

〔推奨位置〕



※ 取り付け位置、方法のミスにより、タイム計測ができない場合があるので注意すること。

第24条 燃料規定

24-1 使用する燃料は、ツインリンクもてぎ内給油所で販売される次頁表のガソリンを使用すること。

—供給ガソリン成分表—

銘柄	ENEOS ヴィーゴ	SUNOCO スーパー100
外観	リョウコウ	リョウコウ
色	オレンジ	オレンジ
密度(15℃)	0.7432	0.7432
蒸留試験(減失加算)10%流出温度	44.5	44.5
蒸留試験(減失加算)50%留出温度	91.0	91.0
蒸留試験(減失加算)90%留出温度	121.0	121.0
蒸留試験(減失加算)終点	170.5	170.5
蒸留試験(減失加算)残油量	1.0	1.0
蒸気圧 リード法 37.8℃	82.0	82.0
オクタン価	99.7	99.7
銅板腐食 50℃ 3Hr.	1A	1A
酸化安定度 誘導期間法	480(+)	480(+)
成分試験法(ガスクロ)MTBE	0.5(-)	0.5(-)
成分試験法(ガスクロ)ベンゼン	0.6	0.6
成分試験法(ガスクロ)メタノール	0.1(-)	0.1(-)
成分試験法(ガスクロ)灯油分	1(-)	1(-)
成分試験法(ガスクロ)エタノール	0.1(-)	0.1(-)
成分試験法(ガスクロ)酸素分	0.5(-)	0.5(-)
硫黄分	0.0004	0.0004
鉛分	0.001(-)	0.001(-)
実在ガム 洗浄	0	0
実在ガム 未洗	14	14

(2009年1月現在)

24-2 決勝中の燃料補給は自チームのピット前においての給油とする。燃料補給方法に関しては第51条に従う。

24-3 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり添加剤を混入してはならない。ただし、2サイクル車両のオイルの混合を除く。

第25条 ライダーの装備

25-1 ヘルメットおよびその他の装備は、レース期間を通じて車検で合格したものを使用しなくてはならない。また特別スポーツ走行時においても、公認された適切なものを使用すること。車検には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。

25-2 (1) ヘルメット

ヘルメットはフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなければならない。MFJの公認したヘルメットには、下記の認証マークが貼付されている。

<MFJ公認ヘルメット認証マーク>



競技会の車両検査時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。MFJ公認ヘルメットであっても、

MFJの認証マークの貼付されていないヘルメットについては、大会公式車検にて特別検査料(1,000円)を支払い、特別に検査を受け合格しなければならない。

(2) ヘルメットリムーバーシステム

転倒時の迅速なレスキュー活動ならびに、自己の安全確保のために、ライダーはヘルメットをスムーズに脱がすためのMFJ公認のヘルメットリムーバーシステムを着用しなければならない。

(3) ライダーの服装

① レーシングスーツ

革もしくは革と同等の素材(MFJの認可を得たもの)であり、MFJの公認したものでなければならない。MFJが公認したレーシングスーツには、公認マークが貼付されている。競技会の車両検査時にレーシングスーツの検査が行われ、合格しなかった場合は、ライダー本人の安全上使用を禁止する。競技会使用時には公認時のパット類が装備されていること。ライダースーツ左胸前部内側または胸部前部下前立てに氏名をカタカナでおよび血液型をアルファベットで明記しなければならない。

<MFJ公認レーシングスーツ認証マーク>



② プロテクター

脊髄パット、チェストガード、エアバックジャケット等ライダーの身体を保護するプロテクター類の使用を推奨する。

③ ブーツ・グローブ

革もしくは革と同等の素材(MFJの許可を得たもの)であり、フックなどが外部に突出していないものでなければならない。競技中のライダーは、レーシングスーツに裏地がついていない場合、アンダーウェアを着用しなければならない。

第3章 ピットクルー・車両の変更

第26条 ピットクルーの変更

参加受付後の変更・追加は一切認められない。

第27条 車両の変更

27-1 出場登録した車両の変更はやむを得ない場合のみ認められる。ただし、変更後の車両が当初エントリーしたクラスと異なるクラスの車両であってはならない。

(1)参加受理後、7月18日(土)までに出場登録済の車両を変更する必要が生じた場合は、規定の書式にしたがって車両の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。この場合、変更内容が公式プログラムに反映できない場合がある。

(2)参加受付(7月18日)以降に競技に出場する車両を変更する場合は規定の書式にしたがって車両の変更申請を行い、競技監督が、転倒等で安全上問題があると認めた場合に限り、車両の変更が認められる。(ただし、変更後の車両は新たに車両検査を受けなければならない)

27-2 車両変更申請は、2009MFJ国内競技規則付則4-12に則る。

第4章 参加者の遵守事項

第28条 クレデンシャルと駐車証

28-1 交付される参加者のクレデンシャルは、競技会期間中、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。

28-2 トランスポーターなどのサービスカーは大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければパドックへの通行および駐車ができない。

28-3 パドックおよびツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示され、参加者はこの指示に従わなければならない。

28-4 交付されるクレデンシャルや車両通行証は他に貸与、転用また販売してはならない。貸与、転用等した場合、罰則を課す場合がある。

28-5 クレデンシャル、車両通行証を紛失または破損した場合は大会事務局に再交付の手続きをとり、再交付を受けること。ただし、再交付手数料5,000円を必要とする。

28-6 参加受付終了後、何らかの理由で大会への参加を中止した参加者は、クレデンシャルと車両通行証を速やかに大会事務局に返却しなければならない。

28-7 クレデンシャル、車両通行証を偽造、または不正使用した場合は重大な罰則が課せられる。

第29条 ピットの使用

29-1 公式予選および決勝レースの使用ピットは原則として大会事務局によって割当てられる。

29-2 ピット内は清潔を保ち、器材を整頓し、火災防止に努めなければならない。(火気厳禁)

29-3 ピットガレージのコース側のシャッターは、走行時間中は常に開けておき、ピット内の黄色の破線からコース側は当該走行者用のスペースとして、空けなければならない。

29-4 割当てられたピットを参加者相互で交換・変更するときは、チーム監督または参加代表者が互いに了承しあつたうえで必

ず大会事務局に申し出て許可を得なければならない。ただし、変更届の提出期限は、当該クラス決勝スタート時刻の2時間前までとする。

29-5 ピットおよびパドックに関する違反を犯した場合、罰則が課せられる。

29-6 ピット（グランドスタンド側）の看板取付け

(1)大会期間中、自チームのピットガレージ前（ピットロード側）にライダー名、チーム名等を記入した看板の取付けを認める。同一ピットガレージで複数の参加者が取付けを希望した場合、参加者が互いに了承しあったうえで取り付けること。

(2)看板の大きさはタテ45cm以下、ヨコ150cm以下とする。

(3)看板の素材は、布・ビニール等の可燃性の高い物、ばたつきがある物は避けること。

(4)決勝レース終了後は速やかに撤去するものとする。

29-7 その他詳細については大会事務局へ問い合わせること。

第30条 参加者の遵守事項

30-1 すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。

30-2 バイク・スクーター・自転車などを使用しての移動はマナー・モラルを守ること。バイク・スクーターは必ずヘルメットを被ること。2人乗りは禁止とする。マナー・モラルを守れない場合チームに罰則を課す場合がある。

30-3 参加者は、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。

30-4 参加者は、主催者、大会後援者、大会審査委員会および大会役員の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

30-5 参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならない。

30-6 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。ピットガレージからコース側および、第一パドック内については、火気厳禁とする。

30-7 レース事務局の許可なく、ピット・パドックの占有をしてはならない。」（ガムテープ・タイヤ等による場所取りをした場合、荷物を撤去する場合がある。）

30-8 使用済みのタイヤは、パドック等に放置せず必ず参加者が持ち帰ること。

30-9 チーム監督は、自身の言動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。トラブルが生じた場合は、失格、退場等の罰則を課す場合がある。

30-10 ブリーフィングには、出走するライダー全員の出席が義務付けられる。遅刻／早退／欠席した場合、罰則が科せられる。

日時・場所ならびに対象者が指定される場合は公式通知に示す。

30-11 負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される。

●負傷時の指定病院

(1) 獨協医科大学病院

栃木県下都賀郡壬生町北小林880

TEL:0282-86-1111

(2) 自治医科大学付属病院

栃木県下野市薬師寺3311-1

TEL:0285-44-2111

(3) 芳賀日本赤十字病院

栃木県真岡市台町2461

TEL:0285-82-2195

第5章 選手受付・公式車検

第31条 選手受付

31-1 参加申し込みが正式に受理された参加者には、公式通知に示される参加受付会場でピットサインマンの腕章・トランスポンダーなどが正式参加受理書と引換えに交付される。

31-2 参加受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。

(1) 参加受理書

(2) TRMC-S・SMSCライセンス（2009年に有効なもの）
（TRMC-S・SMSC会員のライダーおよびピットクルー全員分）

(3) MS共済会申請用紙（暫定共済会加入者）

(4) 2009MFJライセンス（ライダー・ピットクルー）

(5) 車両仕様書（必要項目をすべて記入し、参加受付にて参加受付終了印をもらわなければ車検は受検できない。）

(6) 賞金振込用紙

(7) 誓約書（必ず自署・捺印のこと）

(8) 参加ライダーが未成年の場合、親権者の同意書並びに印鑑証明書（3ヶ月以内）

※誓約書・親権者同意書は認印は認められない。

31-3 TRMC-S・SMSCライセンスを提示できない場合は、暫定共済会会費を支払わなければならない。

31-4 ピットサインマンの腕章は、当該セッション終了後2時間以内に返却しなければならない。返却されない場合や、紛失や破損が生じた場合には、製作・修理費用を徴収する場合がある。

第32条 参加確認（決勝レース）

公式予選において参加受付を済ませた参加者は、予め公式通知により定められた会場で参加確認を行なうものとする。参

加確認の際には、ライダー並びにピットクルーの2009MFJライセンスを提示すること。

第33条 公式車検

- 33-1 公式車検は公式通知に示されたタイムテーブルに従って、公式予選前・決勝レース前のそれぞれにパドック内の車両検査場にて行われる。
- 33-2 公式車検の際、登録されたライダーまたは、ピットクルーが最低1名立合うこと。
- 33-3 定められた時間内に車検場において必ず、車両検査を受け下記のものについての検査に合格しなければならない。これ以後の検査は競技監督が不可抗力の理由によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 33-4 公式車検時には、ガソリン購入証明書と参加受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。また、燃料タンクは外せる準備をすること。
- 33-5 車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは、次の通りである。
※装備品については、走行するライダー全員分持参すること。
- (1) 出場車両
 - (2) ヘルメット
 - レスキュー活動の迅速化のため、ヘルメットに当該レースでのゼッケン番号を車検員により貼付けする。
 - (3) ヘルメットリムーバーシステム
 - (4) レーシングスーツ
 - (5) グローブ
 - (6) ブーツ
- 33-6 スペアタンク、スペアサイレンサーについては、公式通知に示される時間にて車検員によって点検を受けなければならない。この時間以外に点検を受けようとする者は、時間外点検手数料1件につき5,000円を添え、大会事務局にその申請を行わなければならない。
- 33-7 公式車検において規則上または安全上出場が不相当と判断された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 33-8 車検長は、競技監督の指示または同意のもと、大会期間中必要に応じて随時車両検査を行うことができる。
- 33-9 競技監督は必要に応じて車検長に命じ、随時音量の測定および燃料タンクの容量チェックをすることができる。
- 33-10 競技車両へのカメラ搭載については、事務局に申請し競技監督の許可を得た上、車検において取り付け状態の確認を受けること。

第6章 公式予選

第34条 決勝出場台数

- 34-1 公式予選において選抜された50台が出場するものとする。他に、主催者が招待するチームを5台以内で出場させる場合がある。
- 34-2 公式予選の結果、決勝レースに出場できないチームに対して、参加料の一部が返金される。返金の方法およびその金額は、公式通知にて公示される。

第35条 公式予選

- 35-1 登録された第1ライダー・第2ライダーが行うものとする。指定された走行枠でのみ走行すること。
- 35-2 第3ライダー・第4ライダーは、指定された走行枠内で走行するものとするが、出走は義務付けない。また、そのラップタイムは予選タイムに採択されない。
- 35-3 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。
- 35-4 公式予選の義務周回数は設定しない。
- 35-5 公式予選に出走するライダーは、公式通知によって公示された公式予選開始時間10分前までに、各指定ピットで待機し、競技役員によるライダー確認を受けなければ、公式予選に出走できない。
- 35-6 公式予選終了後コースからピットへ戻る際、パークフェルメでエンジンをストップさせ、手押しでパドックへ移動するものとする。

第36条 決勝選抜方法

決勝レースに出走する車両は、次の方法により選抜された50台とする。

- 36-1 各チームによって正式に登録された第1ライダー、第2ライダーのタイムの測定を行い、記録されたそれぞれのライダーの最高ラップタイムを合算したタイムを基に選抜された50台が決定される。
- 36-2 何らかの理由により、第1ライダーもしくは第2ライダー、またはその両方のタイムが計測できなかった場合、以下の順で予選順位が与えられる。
 - ① 第1ライダー・第2ライダー共にタイム計測ができたチーム。
 - ② 第1ライダーもしくは第2ライダーのどちらかのみタイム計測できたチーム。
 - ③ 第1ライダー・第2ライダー共にタイム計測ができなかったチーム。※上記③に該当するチーム同士の順位はゼッケン順とする。
- 36-3 クラス毎の選抜台数は、次の方法により決定される。

- ① 総参加台数に対するクラス別参加台数の構成比率を求める。
- ② 総参加台数を、①により求めた構成比率で按分し、各クラスの選抜台数を決定する。
- ③ 参加受付終了後、②によって決定されたクラス毎選抜台数は大会事務局より公式通知にて公示される。
- ④ 最終的な各クラスの選抜台数は主催者にて決定される。
- ⑤ 主催者により招待されるチームについては、上記方法によるクラス毎選抜台数には加味しない。
- ⑥ 全ての公式予選結果並びに決勝レース出場者の選抜に対する最終判断は、大会審査委員会に委ねられる。

36-4 タイム測定で、同一タイムを複数の車両が記録した場合は、各個人のタイムを比較し、速いラップタイムを出したライダーの所属する車両から順に順位を決定する。

36-5 同一のクラスが2組以上の予選組になった場合で、天候の変化、コースコンディションの違いがそれぞれのグループに発生した場合の選抜方法は、審査委員会の決定により変更する場合がある。

第37条 スタートグリッド

第36条の規定に基づき選抜された決勝レース出場車両のスタートグリッドは以下の順に決定される。

- ① クラス区分・路面の状況等に関係なく公式予選の総合最高ラップタイム順に50番手までのグリッドが決定される。
- ② 主催者により招待されたチームの車両については、上記①の後方へ公式予選の最高ラップタイム順に配列される。

第7章 決勝レース

第38条 決勝レース時間

決勝レース時間は7時間とする。

第39条 スタート前チェック

タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、指定された場所にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。

車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。

(転がし用タイヤの装着は禁止)

第40条 スタート前の遵守事項

ライダーは公式通知に示された時間までに所定の待機場所に集合し、車両と共に車検員のスタート前チェックを受けなければならない。定められた時刻までに集合せず、またスタート前チェックを受けなかったライダーおよび車両はコースインでき

ない。コースインは全て車検員の許可と、ピット審判員／パドック員の指示誘導にしたがって行わなければならない。

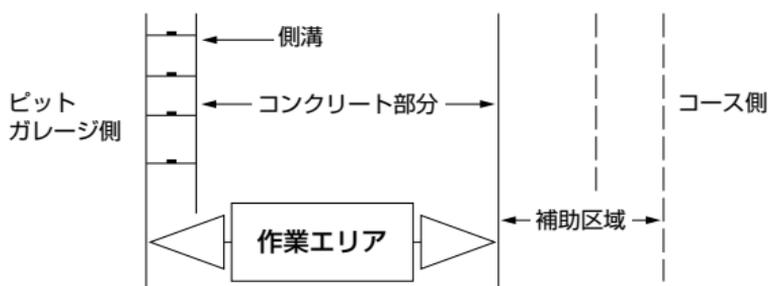
第41条 スタート方法

- 41-1 決勝レースのスタート方法は、スタグガードスタートとする。
- 41-2 スタートライダーは各チームの責任において選出すること。その際、ライダーの経験・技量等を熟慮しチーム内で一番安全にスタートできるライダーを選出し申請すること。
- 41-3 ライダーの走行順序は問わない。
- 41-4 反則スタートに対しては、次の通り罰則を課すものとする。
 - (1) ジャンプスタート……………ストップ&ゴー
 - (2) ピットクルーの違反……………60秒加算または失格
 - (3) その他……………審査委員会による
- 41-5 サイティングラップおよびウォームアップラップに出走しないチームは罰則が課せられる。
- 41-6 スタグガードスタートの詳細は、公式通知またはブリーフィングにて発表される。
- 41-7 コースの状況により、セーフティーカー先導によるスタートになる場合がある。

第 8 章 ピット作業と車両修理

第42条 レース中のピット作業

- 42-1 ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えること、燃料補給およびライダーの乗降行為を言う。ピット作業が許されるエリアは下図の区域とする。



- 42-2 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。
- 42-3 決勝レース中の修理および燃料補給の担当者は、その車両に登録されたライダーおよびピットクルーとする。
- 42-4 ピットレーン、ピットサインエリアでのカカトの覆われていない履物の使用は禁止される。

第43条 レース中の車両修理

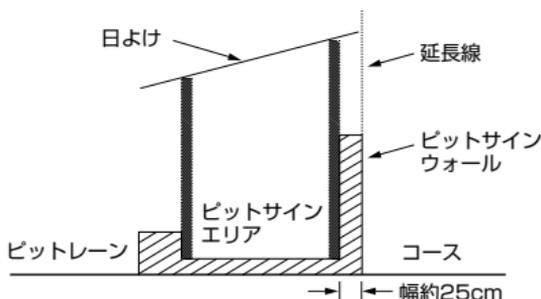
- 43-1 決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換

などは、競技車両に積み込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行なわなければならない。また、ピット作業では、電動工具（扇風機含む）、タイヤウォーマーおよびエアツール（エアガンは除く）を使用してはならない。また、ピットガレージ内での作業は禁止とする。

- 43-2 フレーム、クランクケース、ギヤボックスケース以外の全ての部品を交換することができる。
- 43-3 レース中、転倒により燃料タンクを破損した場合は、燃料タンク（燃料が空の状態のもの）の交換が許可される。ただし、この場合のスペアタンクは所定の時間内に検査されたものとする。給油については第45条に従って行われる。サイレンサーを破損して交換する場合も同様とする。
- 43-4 ピット以外の地点で停車した車両に対して、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うこと、および当該競技車両のライダー以外がそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。
- 43-5 ピット以外の地点で43-4の作業を行うときは、他の車両の、走行の支障にならない場所に停車しなければならない。
- 43-6 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動させたり処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両を停車区域内に押し戻す場合はこの限りではない。
- 43-7 転倒等で車両にトラブルが発生して救済された車両は、再スタートに際し車検員による検査を受けなければならない。

第44条 ピットサイン

- 44-1 ピットサインは指名登録されたピットクルー（ヘルパーを除く）が、指定の腕章を着け、ピットサインエリアまで出てサインを送ることができる。
- 44-2 ピットサインエリアには、1チーム4名（ヘルパーを除く）まで入ることができる。
- 44-3 ピットサインエリアまで出入りする際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。
- 44-4 停車区域およびピットサインエリア内では風で飛ばされやすいものを設置または身に付けてはならない。
- 44-5 ピットサインエリア内には固定式パラソル（幅2mまでのもの）を設置してもよいが、コース側にはみ出してはならない。ピットサインエリア内で人の通行の妨げにならないようなものにすること。



- 44-6 レースのスタート時には、ピットサインエリア内の立ち入りは禁止とする
- 44-7 無線機、携帯電話等の使用は禁止される。
- 44-8 使用するサインボードの大きさは100cm×60cmの長方形を超えるものであってはならない。

第45条 決勝時のライダー交替

- 45-1 指名登録されたライダーは、全員必ず1回は走行すること。燃料補給時は必ずライダーを交替しなければならない。
- 45-2 国際ライセンスライダーは、チームとして最大2回までの走行に限られる（1名登録・2名登録に関わらず）。
- 45-3 1名のライダーが連続して走行できる時間は90分以内とする。
- 45-4 走行した後は引き続き30分以上の休憩をとらなければならない。
- 45-5 チーム監督はライダー交替をすみやかにピット審判員に届けなければならない。
- 45-6 救済措置を受け、再スタートの際にライダー交替する場合は、その旨を、ピット審判員に届けなければならない。

第9章 燃料補給

第46条 レース中における燃料補給

- 46-1 決勝レース中の燃料補給は各自のピット前にて行う。
- 46-2 給油装置は、一般市販の金属製ガソリン携行缶のみ使用が認められる。また、給油装置の給油パイプエンドの口径は25mmφ以下とする。
- 46-3 レース中において、車両の燃料補給の際、チーム監督は必ずピット監視員にその旨を報告し、その了解を得なければならない。
- 46-4 燃料補給中は必ずエンジンを停止すること。
- 46-5 燃料補給中ピット要員1名は必ず消火器(3.0kg以上相当のもの1本以上)(消火器については、監督、ライダー、ピットクルーのいずれか1名により代行してもよいものとする。※ヘルパーは不可)を持って作業中待機していなければならない。また、こぼれた燃料、オイル等は必ず拭きとらなければならない。

46-6 燃料補給は、車両がスタンドによって完全に支持された状況の下で行なわなければならない(スタンドの構造・支持方法は問わない)。また、燃料補給中はそれ以外のすべての作業は禁止される(スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む)。燃料補給中、ライダーはマシンに乗車してはならない。

※燃料補給作業とは、給油装置を燃料タンクに接続した状態を指す。

- ① 1度のピットインでの燃料補給量は自由とする。
- ② 燃料補給を伴うピット作業を行う場合、ピット滞在時間が管理される。ピット滞在時間は、SSクラスは最低8分間以上、A2、B1クラスは最低5分間以上、その他のクラスは最低3分間以上とする。
- ③ 給油に携わるピットクルー全員は、化繊素材の服およびサンダルの着用は禁止とする。公式車検時に検査を受けた服(綿100%などの難燃素材)を着用し、長袖・長ズボンであること。また顔面保護のためゴーグルまたはシールド付きのヘルメットを装着することを強く推奨する。

第10章 レースの一時停止

第47条 フルコースコーション(競技の一時中立化)
MFJ国内競技規則付則4-23-2の規定に則る。

第48条 競技の中断

48-1 やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は大会審査委員会の指示または同意を得て走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。ただし、緊急の場合は競技監督の判断で停止あるいは、必要な処置をすることもある。

48-2 全車停止の命令は、全ポストで赤旗を提示すること、およびレッドシグナルの併用によって合図される。

48-3 ①競技中断の合図と同時に、走行中のライダーは、直ちに停止できる速度で最大限の慎重さと注意をもって進み、指定の車両保管場所に停止しなければならない(下記48-4参照)。また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。

②その場合に以下の事項を了解しているものとする。

- a) 競技車両およびオフィシャル車両がトラック上にあるかもしれないこと。
- b) トラック上は完全に閉鎖されているかもしれないこと。
- c) 天候の状態から、レース速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。
- d) 車両がピットレーンに入ることができないかもしれないこと。

48-4 競技中断の手順

競技中断の手順は競技中断の合図が出される前に、スタート時刻からの経過時間または、先頭車両および先頭車両と同一周回を走行する全ての車両が何周終了していたかによって異なる。

- (A) ケースA：先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が3周を完走していなかった場合、車両はパークフェルメに停車すること。パークフェルメに停止した車両のもとへ、1台につき1名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。
- (B) ケースB：先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が3周以上を完了し、当初のレース時間の2/3未満（小数点以下は切り捨て）の経過時間であった場合は、車両はパークフェルメに停車すること。パークフェルメに停止した車両のもとへ、1台につき1名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。
- (C) ケースC：当初のレース時間の2/3以上（小数点以下は切り捨て）経過している場合は、車両は事前に公示されたレース終了後の車両保管場所に停車すること。また、レースは、競技が中断される前の周回をもって終了したものとみなされる。

48-5 中断された競技の再開

危険な状態が解消した場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することができる。

(A) ケースA：

- (1) 最初のスタートは無効とみなされる。
- (2) 最初のグリッド表に記載されている車両は、全車再び元のグリッドよりスタートすることができる。
- (3) 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。規定により、再スタートが許される車両の内、パークフェルメに停車中の車両は、第2パートのグリッド表が発表され、競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。ただし以下の作業は禁止される。

- ・ 燃料補給
- ・ タイヤ交換（競技監督が認めた場合を除く）

(B) ケースB：

- (1) 競技は2つのパートに分けられたとみなされ、順位は

第1/第2パートでの周回数を合算し、同一周回数の場合第2パートの順位に基づき決定される。

- (2) 第1パート(すでに行われたレースの部分)の順位は、競技中断の合図が出された周回(計時記録のある)の直前の周回終了時点の順とする。この場合主催者は前のパートのレース結果、次のパートのレース時間、チェッカー時刻並びにスターティンググリッドを公示する。
- (3) 第2パートのグリッドは、第1パート終了時の車両の順位により配列されたグリッドとする。
- (4) 競技が中断された時に公式にリタイヤしていない車両だけが再スタートの資格を有する。
- (5) 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。規定により、再スタートが許される車両の内、パークフェルメに停車中の車両は、第2パートのグリッド表が発表され、競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。ただし以下の作業は禁止される。

- ・ 燃料補給
- ・ タイヤ交換(競技監督が認めた場合を除く)

48-6 中断された競技の再開の手順

ケースA・ケースBいずれの場合においても、再スタート方法は、セーフティーカー先導によるローリングスタートとする。その手順は以下の通りとする。

- (1) 競技監督は競技再開時間を決定しピット放送並びに公式通知にて公示する。パークフェルメに停車していた車両は、決定された競技再開時間の15分前より第2パートのグリッドへの移動が手押しにて開始される。自己のピット前で作業を行っていた車両は、グリッドへの移動は許可されない。
- (2) パークフェルメに停車していた車両は、スタート5分前までに、グリッドへの移動を完了しなければならず、それ以降は、自己のピット前にて作業を行っていた車両と共にピットスタートとなる。
- (3) スタート5分前の時点で、セーフティーカーの直後にて、5分前ボードが提示され、セーフティーカーは黄色の回転等を点灯する。これ以降、通常のスタート進行同様の進行がなされ、メインフラッグ台にてイエローフラッグが振動提示された後、隊列はセーフティーカーの先導により走行を開始する。
- (4) 走行開始後は、本規則第55条に規定されるフルコースコーション状態とみなす。
- (5) フルコースコーション状態の解除は、本規則第55条

に準拠し、メインフラッグ台から、グリーンフラッグが振動表示され、シグナルブリッジにグリーンランプが点灯される。各自が、コントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除され、レース状態に戻る。コントロールラインを通過するまでは、追い越しは厳禁とされる。

- (6) セーフティーカー先導中の走行も周回数としてカウントされる。
- (7) ピットスタートの車両は、フルコースコーション解除後、ピット出口の信号機の指示によりレースに復帰することができる。

48-7 公式予選の中断

公式予選中に競技中断の合図がなされた場合、合図提示から再開までの時間はロスタイムとして扱われる。また公式予選の再開は、ピットレーンよりスタート審判員の指示に従ってコースインするものとする。

第11章 レース終了と順位の決定

第49条 レース終了

- 49-1 決勝レースはスタート後あらかじめ決められたレース時間が経過した時点、あるいは17:00の時点で、先頭車両に対しチェッカーフラッグが振られる。
- 49-2 チェッカーフラッグは6分間表示される。

第50条 順位および完走の認定

- 50-1 順位は、レース終了時の周回数が多い者から決定される。同周回の場合は、コントロールライン通過順位によるものとする。
- 50-2 優勝チームの走行した距離の50%以上を走行したチームは、完走として認定される。
- 50-3 ピットレーン上にもコントロールラインは存在するものとし、そのコントロールラインを通過することによりチェッカーフラッグを受けることができる。
※ピットレーン上のコントロールラインは、コース上のライン延長線上とする。
- 50-4 招待チームは、賞典外とする。

第51条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

- 51-1 レース終了後の手順は次のように行う。
 - (1) チェッカーと同時にマーシャルカーがコースインする。
(優勝車両のライダーにフラッグを渡す)
 - (2) チェッカーを受けたライダーを先頭に全ポスト黄旗を表示する。
 - (3) チェッカーを受けたライダーは徐行し、コースを1周する。

- (4) チェッカーを受けた全ての競技車両は、マーシャルカーの先導でコースを走行し、指定された場所で停車する。
- 51-2 上位1位～3位の全ライダーは、表彰ステージでの仮表彰式に速やかに出席しなければならない。
- 51-3 チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。

第52条 入賞車両の車両保管および再車検

- 52-1 レース終了後、完走したすべての車両は、車両保管解除の許可がでるまでパークフェルメまたは、指定された場所にて保管される。
- 52-2 保管車両で、必要に応じ分解検査を行う場合は、その該当車両のライダーもしくは登録されたピットクルーが分解しなければならない。
- 52-3 再車検により規定違反があった場合は失格とする。
- 52-4 車両保管解除発表後、競技役員は保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

第12章 走行中の遵守事項

第53条 走行中の遵守事項

- 53-1 走行中、ライダーは必ず右腕上部にライダー章を着用しなければならない。
- 第1ライダー…赤色
 - 第2ライダー…黄色
 - 第3ライダー…緑色
 - 第4ライダー…白色
- 53-2 いかなる場合もトラック上・ピットロード上を逆方向に走行してはならない。
- 53-3 走行中、必要以上にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- 53-4 走行中、車両はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走行したり、加速したりしてはならない。
- 53-5 走行中他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピットクルーおよび業務執行中の競技役員以外の者が車両に触れることをいう。
- 53-6 走行中、車両にいかなる者も同乗させてはならない。
- 53-7 事故または車両故障等でコース途中よりピットまで車両を押して戻る場合は、競技役員の指示に従わなければならない。

第54条 妨害行為

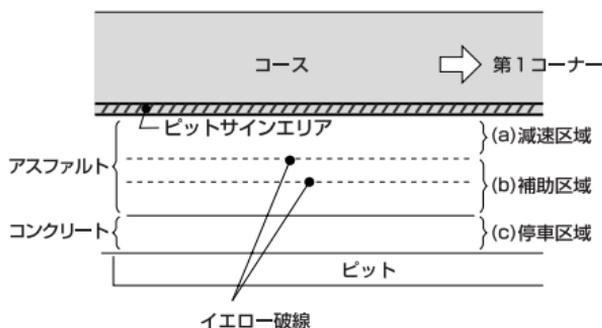
- 54-1 競技中ライダーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
- 54-2 メインストレート、ダウンヒルストレート等トラック上のストレート部分では、追越す目的の場合を除いて、走行車線の進路変更をしてはならない。
- 54-3 上記54-1・54-2の違反判定に対する抗議は受けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とされる。

第55条 ピットストップ

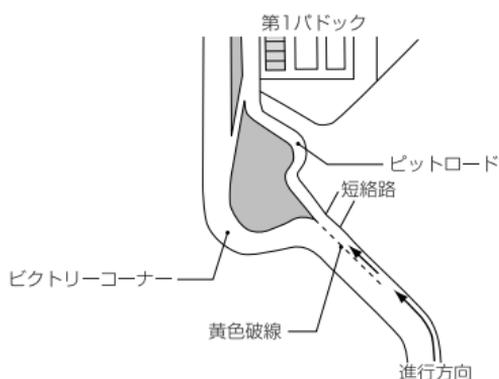
- 55-1 ライダーが交替する時はエンジンを停止しなければならない。
- 55-2 走行中、ピットガレージの中（シャッターより内側）、にマシンを入れた場合や閉めた場合（シャッターを降ろした場合）、予選中は走行終了、決勝においては、リタイアしたものと判定される。この決勝とはスタート前チェックが終了した時点からのことを言う。

第56条 ピットインおよびピットアウト

- 56-1 大会期間中を通じてピットロードの速度制限は60km/h以下とする。違反した場合は罰則を課す場合がある。またシケイン不通過、パイロン接触したライダーも同様とする。
- 56-2 ピットガレージ前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。
- (A) 【減速区域】 ピットサインエリアとコース側黄色破線の間の部分。ここは、ピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行しなければならない。
- (B) 【補助区域】 コース側黄色破線とコンクリート路面の間の部分。ここは、減速区域から停車区域、あるいは停車区域から減速区域へ移動する時に通過する区域である。
※競技役員を除き、この区域にとどまることは禁止される。
- (C) 【停車区域】 コンクリート路面とピットガレージまでの部分。ここは、ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域である。



- 56-3 ピットインする車両は、V字コーナー立ち上がりから、コース右側に車両を寄せ、安全を確認してから、ピットロードに進入しなければならない。このピットロードおよび減速区域は60km/h規制に従い走行しなければならない。また、けっして補助区域、停車区域を横切る目的以外で走行してはならない。



- 56-4 ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の減速区域から停車区域に入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させること。
- 56-5 ピットインして停車区域に入った車両、および当該車両のライダーやピットクルーは、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
- 56-6 ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両は、エンジンを停止させたのち、ピット審判員の承認を得て当該車両のライダーおよびピットクルーによって後向きに押しもどし、自己のピットにつけることができる。
- 56-7 ピットアウトしようとする車両は、減速区域においてはピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。
- 56-8 ピットアウトして、コースに復帰する車両は、減速区域を出て第2コーナーを通過するまで、コースの右側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近付く車両の走行を妨げてはならない。
- 56-9 ピットからの再スタートはキックスタート、セルスタート、プッシュスタートのいずれでも自由とする。プッシュスタートの援助は、2名までとする。外部のバッテリーを使用することは禁止される。
- 56-10 西コース短絡路は原則使用禁止とするが、止むを得ない事情で西コース短絡路を使用した場合は、必ずピットインすること。その際、予選中であった場合はその周以降のタイムは無効とし、決勝レース中であった場合は、競技結果より3周減算の罰則が課せられる。短絡路についてはP97パドック案内図を参照。
- 56-11 東コース短絡路は、一切使用禁止とする。

第57条 停止

- 57-1 コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコースの脇に寄せ、他のライダーの邪魔にならないようにしなければならない。
- 57-2 コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして車両を移動してはならない。ただし、競技役員の指示のある場合はこの限りではない。

第58条 救済措置

- 58-1 決勝レース時に車両が停止した場合、競技役員による援助や、レッカー車によって車両をパークフェルメまで運ぶ、救済措置をとることがある。この救済措置をうけることによって罰則を受けることはない。
- (1) セフティーゾーンからの脱出
- (2) レッカー車によるパークフェルメまでの救済。
- 58-2 パークフェルメまで運ばれた車両は、ライダーまたはピットクルーによって自己のピット前の停車区域まで移動しなければならない。
- 58-3 救済の方法、および救済に要する時間等の抗議は一切受け付けられない。

第59条 リタイア

- 59-1 事故または車両故障などの理由でリタイアする場合は、速やかにピット審判員に報告し、用意してある用紙によってリタイア届けを提出しなければならない。
- 59-2 リタイア届けを提出した車両で、ピット審判員からそのレースに支障がない地点まで車両を移動させることを指示された場合は、これに従わなければならない。
- 59-3 決勝レース中にピットガレージ内に車両を入れた時にはリタイアとする。

第60条 抗議

- 60-1 正式に参加受理されたチーム監督のみ抗議することができる。車両または車両検査に対する抗議は、直ちにその意思を車検委員に伝えること。
- 60-2 暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に限り受け付けられる。
- 60-3 車両に関する抗議はレース終了後30分以内に限り受け付けられる。
- 60-4 競技役員の判定に対する抗議は受け付けない。
- 60-5 抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後すみやかに、定められた手続きによって大会事務局に申し入れをしなければならない。抗議手続きは、大会事務局に備え付けの抗議申し立て書に記載し、1件につき、抗議保証金10,000円、ガソリンに関する抗議保証金は、100,000円をそえて大会事

務局に提出しなければならない。

- 60-6 正式な手続きを踏んで提出された抗議申し立て書だけが受付
けられ、大会審査委員会において審議される。
- 60-7 大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証
言を求め、十分実情を調査したうえで裁定を下す。
- 60-8 大会審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することは
できない。
- 60-9 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。
- 60-10 上記各項に定める以外については、MFJ国内競技規則第3章
29-30の定めにもとづく。

第13章 レース延期および中止

第61条 レースの延期および中止

- 61-1 大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、大会を延期あ
るいは中止することができる。
- 61-2 大会審査委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければ
ならない。
- 61-3 大会の中止と参加料等の返却は、次の表のとおりとする。参
加者は、その他一切の損害賠償を主催者に請求することはで
きない。

事 例	出 場 料	共済会掛金
予選が1回も行わ れず中止	選手受付した全員 に返却	共済会の適用とな る練習走行が行わ れていなければ返 却する
予選は行われ、決 勝グリッド発表後 中止	決勝進出者のみ返 却	返却しない
決勝スタートが行 われたのち中止	返却しない	返却しない

- 61-4 大会が延期になった場合、参加者が支払った参加料について
は、公式通知あるいは他の方法にて示す。

第14章 賞典

第62条 賞典

62-1 賞典は以下の表の通りとする。

対象	正賞	賞金
優勝	トロフィー	100,000円
2位	//	50,000円
3位	//	30,000円
4位	//	20,000円
5位	//	20,000円
6位	//	20,000円
7位	//	15,000円
8位	//	15,000円
9位	//	10,000円
10位	//	10,000円
11位～20位	メダル	—
21位～30位	//	—
31位～40位	//	—
41位～50位	//	—
51位～55位	//	—
クラス別最多周回数賞	盾	20,000円
ブービー賞	—	10,000円

62-2 予選参加台数が少数の場合は下記の通り制限する。

台数	賞典の対象
20台以下	10位まで
21～30台	15位まで
31～41台	20位まで
41～50台	25位まで
51～60台	30位まで

62-3 仮表彰式に出席しなかった場合は正賞副賞ともに受賞の権利を放棄したものとみなされる。

62-4 決勝レース終了後一週間以内に賞金振込先記入用紙を大会事務局へ送付すること。期限内に提出されない場合は賞金受け取りの権利を放棄したものとする。

第63条 特別賞

特別賞は、公式通知にて公示する。

第15章 主催者の権限

第64条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 64-1 参加申し込み受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 64-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 64-3 参加受付後であっても、競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による診断を受けるよう、要求する場合がある。ライダーがこれを拒否した場合、また、診断の結果走行に適さないと判断された場合は、当該ライダーの指名登録を取り消す場合がある。この決定に対する抗議は認められない。
- 64-4 レースナンバーの指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 64-5 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- 64-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、広告に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 64-7 6チーム以内の範囲で決勝出場者を招待することができる。この件に際しての抗議は一切受けない。
- 64-8 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第16章 損害の補償・大会役員の責任

第65条 損害の補償

65-1 車両の破損

参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

65-2 損傷の責任

競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルー、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第66条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽すことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第17章 本特別規則の適用と補足

第67条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第68条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、

- (1) 参加代表者の住所に郵送される。
- (2) コントロールタワー前のレースリザルト掲示板に掲出される。
- (3) 公式予選後、あるいは公式予選や決勝レース前など必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。

以上の方法によって参加者に通告される。

第69条 大会事務局の連絡先

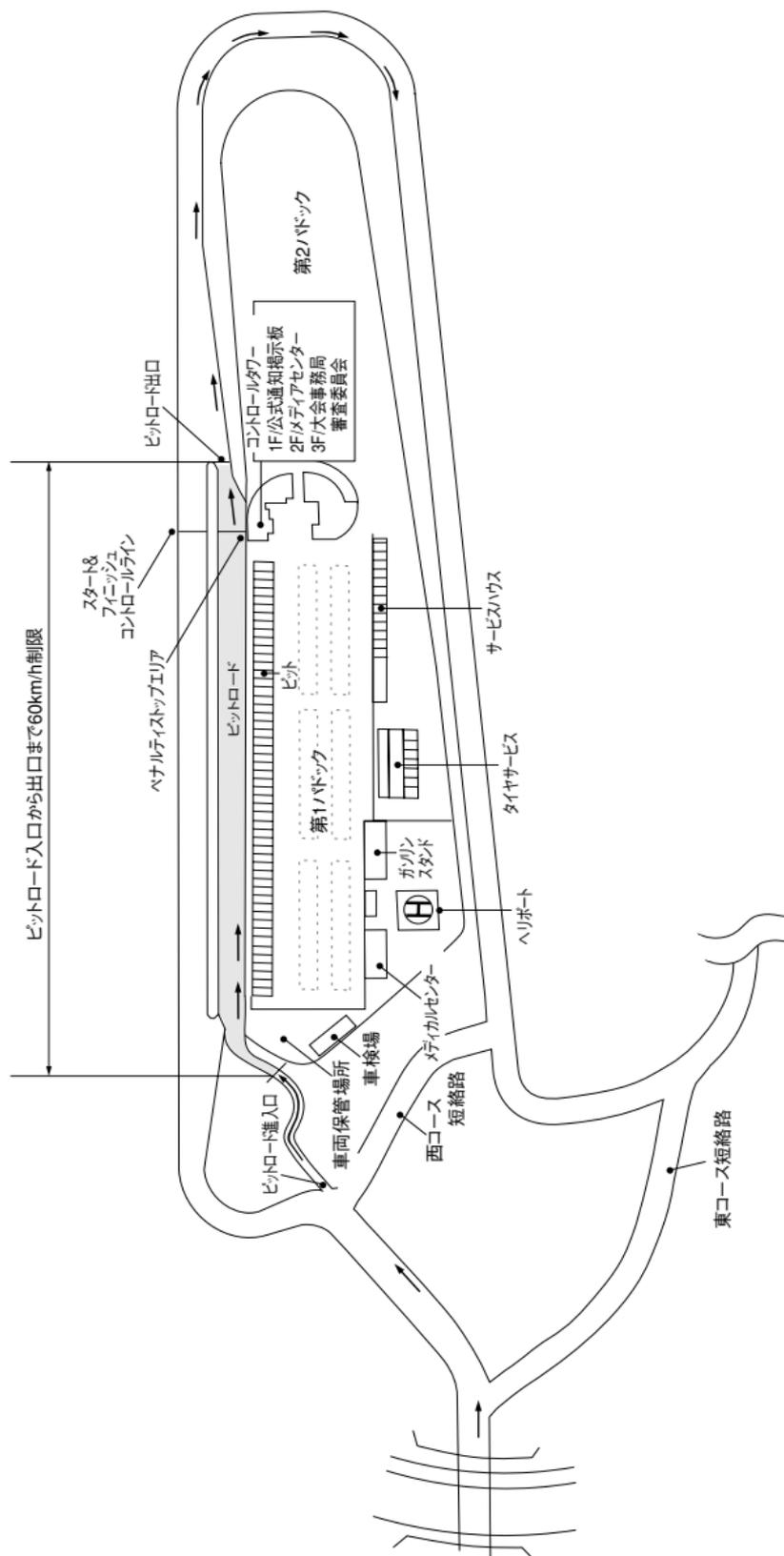
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
ツインリンクもてぎ モータースポーツ部運営課内
“もて耐” レース事務局

第70条 本特別規則の施行

本特別規則は、第1章第1条に示される競技会に適用されるもので、競技会の参加申し込み受け開始と同時に有効となる。

2009 もてぎオープン7時間耐久ロードレース“もて耐”
大会事務局

パドック案内図



もてぎ・鈴鹿共済会 (MS共済会) 保険金支払い規定 (抜粋)

3. 本会が保険会社と締結する保険内容および保険金額は次の通りとする。
下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。
- (1) 死亡保険金：
事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。
- (2) 後遺障害保険金：
事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
- (3) 入院保険金および手術保険金：
事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
入院の場合…1日につき1,500円
手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
- (4) 通院保険金：
事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
実治療日数…1日につき1,000円
通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。
4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。
5. 保険金受取のための必要書類
- (1) 傷害保険金請求書
- (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書(ただし、医師を指定する場合もある)
※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
- (3) 同意書
- (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類
6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。
7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。

MFJ 国内ライセンス 取得方法

(ツインリンクもてぎの場合)

＜ツインリンクもてぎサーキットライセンスを取得する＞

講習会日程をご確認のうえご予約ください。

Tel:0285-64-0200

インターネット <http://www.twinring.jp/motorsports>

●料金

*年度途中に入会の場合、年会費のみ月割料金となります。

入会金	年会費	共済会費	計 (税込)
12,600円	15,750円	10,000円	38,350円

スポーツ走行料金 3,150円/30分 (税込)

1 受講予約

予約受付番号：0285-64-0200

インターネット [http://](http://www.twinring.jp/motorsports)

www.twinring.jp/motorsports

講習日をご確認の上、ご予約ください。

2 入会受付

10:00～10:45

●受付場所…コントロールタワー1階
受付

●入会申込書に必要事項をご記入の上、
ご提出ください。

●持参物

- 1) 運転免許証
- 2) 写真3枚 (3cm X 2.5cm)
- 3) 銀行口座番号とその登録印鑑
- 4) 血液型の確認 (RH+-の確認まで)
- 5) 入会金・年会費・共済会費
- 6) MFJライセンス
(取得している方のみ)
- 7) 学生の方は学生証のコピー

未成年者の方は、事前に申込書に親権者の署名と実印の捺印をしてください。また、入会講習日当日に親権者の実印の印鑑証明書をご持参ください。

3	講習会
11:00～12:00	

- 講義
 - ・ロードコースの施設の説明
 - ・スポーツ走行の説明
 - ・走行マナー、ルールの説明
 - ・スポーツ走行予約の説明

4	ライセンス スクール
13:30～15:30	

- 持参物
 - 1) ご自分のオートバイ（ナンバー付きでも可・125cc以上）
 - 2) ヘルメット・グローブ・革ツナギブーツなど一式
 - 3) 健康保険証
- ライセンススクール

ツインリンクもてぎの専任インストラクターが、実技指導を行います。

※MFJロードレースジュニアライセンス以上所有の方は免除

5	ライセンス 取得
----------	---------------------

- 講習会を終了し、ライセンススクールに合格され入会申請書類に不備のない方には、TRMC-Sライセンスを発行します。

＜サーキット走行をする＞

6	スポーツ 走行
----------	--------------------

- 走行予約をする
- スポーツ走行1回 30分を、6回走行（3時間）

7	3時間 証明発行
----------	---------------------

- コンピュータで管理された走行時間により証明証を発行

8

MFJ
に申請

●現金書留又は、郵便振替でMFJに送
る（個人でMFJに発送して下さい）

●提出に必要なもの

- 1) 申請書
- 2) 顔写真 2枚 (3.0cm X 2.4cm)
- 3) 申請料金 (9,500円)
- 4) 3 時間走行証明書
- 5) 払込票兼受領証のコピー（郵便振替
の場合）

●送付先

財団法人 日本モーターサイクルスポ
ーツ協会 (MFJ)

〒104-0045

東京都中央区築地2-11-24 第29
興和ビル別館 7F

TEL 03-5565-0900

FAX 03-5565-0907

9

MFJライ
センス取得

●MFJ国内ライセンス取得

・後日（約2週間）郵送にて送られて
くる

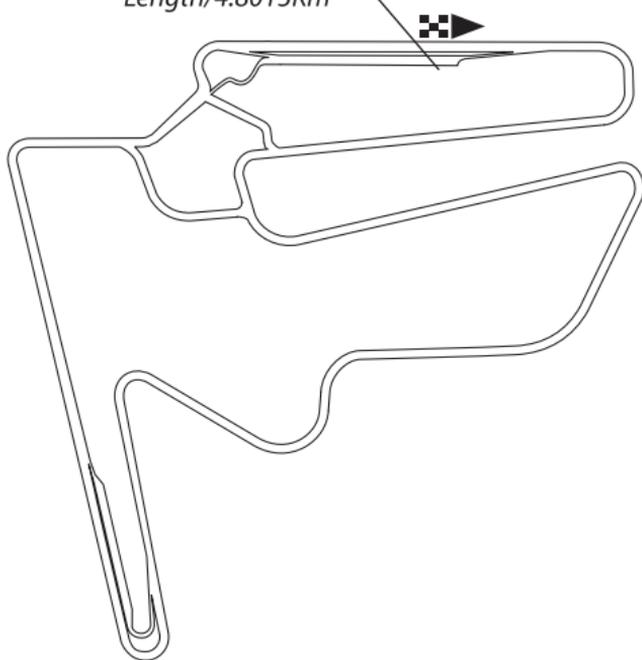
《WEBエントリー方法のご案内》
2008年からWEBエントリーを開始いたしました。
詳しくはもて耐HPから
SPORTS ENTRYのHPへ進みご確認ください。

SPORTSENTRYでの申込に関するお問合せ先：Tel.0985-35-8665
(平日10時～18時※土日祝休)



《ご注意》
WEBエントリーを使用した場合、下記の手数料金が別途
必要になります。予めご了承ください。
クレジットカードでのお支払い：参加料金の8%
コンビニでのお支払い：400円～

FULL COURSE
Length/4.8013Km



ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
<http://www.twinring.jp/>

再生紙を使用しています